

別表（違反行為に係る処分基準表）

違反条項	違反の程度	適用区分	処分基準		
			1次措置	2次措置	3次措置
			行政指導	行政処分	告発
1 法第3条（登録）の規定に違反して無登録で砂利採取業を行った場合	1 初めて当該違反を行ったとき。	1次措置から	<ul style="list-style-type: none"> ・ 嚴重注意(文書) ・ 始末書徴収 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 措置命令(法第23条第2項) ・ 始末書徴収 	告発(法第45条)
	2 (1) 過去に当該違反を行っていたとき。 (2) 上記1に掲げる場合にかかわらず、採取により災害が発生し、又はそのおそれがあるとき。	2次措置から		<ul style="list-style-type: none"> ・ 措置命令(法第23条第1項及び第2項) ・ 始末書徴収 	告発(法第45条)
	3 登録の取消しを受けた後、再度当該違反を行ったとき。	2次措置から		<ul style="list-style-type: none"> ・ 措置命令(法第23条第2項) ・ 始末書徴収 	告発(法第45条)
2 法第12条第1項（登録の取消し等）に規定する処分の対象となる場合					
(1) 法第6条第1項各号（同項第6号を除く。）のいずれかに該当することとなった場合	同左	2次措置から		<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録の取消し(法第12条第1項第1号) 	告発(法第45条)
(2) 第6条第1項第6号の業務主任者を2週間を超えておいていない場合	同左	1次措置から	<ul style="list-style-type: none"> ・ 嚴重注意(文書) ・ 始末書徴収 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止(法第12条第1項第2号) ・ 始末書徴収 	告発(法第45条)

違反条項	違反の程度	適用区分	処分基準		
			1 次 措 置	2 次 措 置	3 次 措 置
			行 政 指 導	行 政 処 分	告 発
(3) 法第9条第1項の登録事項の変更届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	1 初めて当該違反を行ったとき。	1 次 措 置 か ら	<ul style="list-style-type: none"> ・ 嚴重注意(文書) ・ 始末書徴収 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止(法第12条第1項第3号) 	告発(法第45条)
	2 (1) 再度当該違反を行ったとき。 (2) 過去に登録の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止を受けたことのある者が当該違反を行ったとき。		<ul style="list-style-type: none"> ・ 嚴重注意(文書) ・ 始末書徴収 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止(法第12条第1項第3号) 	告発(法第45条)
(4) 法第16条の認可を受けないで採取を行った場合	1 初めて当該違反を行ったとき。	1 次 措 置 か ら	<ul style="list-style-type: none"> ・ 嚴重注意(文書) ・ 始末書徴収 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 措置命令(法第23条第2項) ・ 措置命令後に対応する報告書徴収 ・ 登録の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止(法第12条第1項第4号) 	告発(法第45条)
	2 (1) 再度当該違反を行ったとき。 (2) 過去に登録の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止を受けたことのある者が当該違反を行ったとき。		<ul style="list-style-type: none"> ・ 措置命令(法第23条第2項) ・ 措置命令後に対応する報告書徴収 ・ 登録の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止(法第12条第1項第4号) 	告発(法第45条)	
	3 (1) 過去に3回以上当該違反を行っているとき。 (2) 過去に登録の取消しを受けたことのある者が当該違反を行ったとき。	2 次 措 置 か ら	<ul style="list-style-type: none"> 登録の取消し(法第12条第1項第4号) 	告発(法第45条)	

違反条項	違反の程度	適用区分	処分基準		
			1 次 措 置	2 次 措 置	3 次 措 置
			行 政 指 導	行 政 処 分	告 発
(5) 法第 26 条の認可の取消しを受けた場合	1 初めて当該違反を行ったとき。	2 次措置から		登録の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止(法第 12 条第 1 項第 5 号)	告発(法第 45 条)
	2 過去に認可の取消しを受けた者が、再度認可の取消しを受けたとき。			登録の取消し又は事業の全部若しくは一部の停止(法第 12 条第 1 項第 5 号)	告発(法第 45 条)
	3 (1) 過去に 3 回以上認可の取消しを受けているとき。 (2) 認可の取消しを受けた後も、当該違反を行っているとき。			登録の取消し(法第 12 条第 1 項第 5 号)	告発(法第 45 条)
(6) 不正の手段により登録を受けた場合	同左	2 次措置から		登録の取消し(法第 12 条第 1 項第 6 号)	告発(法第 45 条)
3 法第 26 条（認可の取消し）に規定する処分の対象となる場合					
(1) 法第 21 条の遵守義務に違反した場合	1 認可を受けた当該採取場で初めて当該違反を行ったとき。	1 次措置から	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指示書・是正勧告（採取一時停止） ・ 嚴重注意(文書) ・ 始末書徴収 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 措置命令(法第 23 条第 2 項) ・ 措置命令後に対応する報告書徴収 	告発(法第 45 条)
	2 (1) 認可を受けた当該採取場で 2 回以上当該違反を行っていたとき。 (2) 違反の程度が上記 1 に掲げる場合にかかわらず、採取により災害が発生し、又はそのおそれがあるとき。	2 次措置から		<ul style="list-style-type: none"> ・ 措置命令(法第 23 条第 1 項及び第 2 項) ・ 措置命令後に対応する報告書徴収 ・ 認可の取消し又は採取の停止(法第 26 条第 1 号) 	告発(法第 45 条)

違反条項	違反の程度	適用区分	処分基準		
			1次措置	2次措置	3次措置
			行政指導	行政処分	告発
	3 過去に採取停止(法違反を原因としない緊急措置命令による採取停止を除く。)を受けた者が、この区分に定める違反を行ったとき。	2次措置から		認可の取消し又は採取の停止(法第26条第1号)	告発(法第45条)
	4 過去に認可の取消し、事業の全部若しくは一部の停止又は登録の取消しを受けた者が、この区分に定める違反を行ったとき。			認可の取消し又は採取の停止(法第26条第1号)	告発(法第45条)
(2) 法第22条の認可採取計画の変更命令に違反した場合	変更命令を受けた者が、採取計画の変更認可申請をしないとき。	1次措置から	・ 厳重注意(文書) ・ 始末書徴収	認可の取消し又は採取の停止(法第26条第2号)	告発(法第45条)
(3) 第23条第1号の緊急措置命令に違反した場合	同左	1次措置から	・ 厳重注意(文書) ・ 始末書徴収	認可の取消し又は採取の停止(法第26条第2号)	告発(法第45条)
(4) 法第31条第1項の認可の条件に違反した場合	同左	1次措置から	・ 厳重注意(文書) ・ 始末書徴収	認可の取消し又は採取の停止(法第26条第3号)	告発(法第45条)
(5) 不正の手段により認可を受けた場合	同左	1次措置から	・ 厳重注意(文書) ・ 始末書徴収 ・ 申請の是正	認可の取消し又は採取の停止(法第26条第4号)	告発(法第45条)

備考 「告発」は、通常の適用を示したもの。